

告示

埼玉県告示第七百九十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和四年八月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	路線名	区 間
県道	蕨桜町線	埼玉県川口市芝五丁目六三五番一地先から 埼玉県川口市芝二丁目二六番六〇地先まで